## 大阪国際大学学生規程

第1章総則

第1条 この規程は、学生として遵守すべき事項及び必要な事項について定める。

第2章 学内秩序

- 第2条 学生は、自らの自主性をもって、真の教育と研究の場にふさわしい、秩序の 維持に努めなければならない。
- 2 前項の秩序維持のために、次の各号に揚げる行為を行ってはならない。
  - (1) 学内において政治·宗教活動を目的とした行事を行うこと。あるいは本学の名 称を用いて学外にて政治·宗教活動を行うこと。
  - (2) 本学の風紀を乱し、又は本学の名誉を損なうこと。
  - (3) 本学の教育・研究に支障をきたす行為を行うこと。
  - (4) 本学の施設、設備等を故意に汚損または毀損すること。
  - (5) その他、本学の秩序を乱すような行為を行うこと。

第3章 学生証について

- 第3条 学生証は、本学の学生であることを証明する身分証明書であり、登学の際は 必ず携帯し、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 2 学生証は、本学の教職員の求めがある時は、直ちに呈示しなければならない。 なお、呈示に応じない者は、学外退去を命じることがある。
- 3 学生証は、毎年度はじめに在籍確認をし、学生証に在籍確認シールを貼ることに よって更新を行う。
- 4 学生証を、汚損又は紛失した時若しくは記載事項に変更が生じた場合は、学生課 で再交付を受けなければならない。
- 5 学生証は、卒業、退学等により学籍を離れた時は、直ちに学生課に返却しなければならない。

第4章 公示について

- 第4条 学生に対する公示は、所定の掲示板に掲示することにより行う。
- 2 前項による公示の見落としを理由とする異議は認めない。

第5章 定期健康診断について

- 第5条 本学が毎年定期に実施する健康診断は、必ず受診しなければならない。
- 2 定期健康診断を受診しなかった者は、検診を受け、健康診断書を健康管理室に提出しなければならない。
- 3 学科の特性、課外活動のために実施する健康診断については、当該学生は必ず受けなければならない。

第6章 行事等について

- 第6条 本学の学生として若しくは本学の名称を用いて学内で活動を行う場合は、 「学内活動承認願」を当該活動の開催一週間前までに学生課へ提出し、大学の承認 を得なければならない。
- 第7条 本学の学生として若しくは本学の名称を用いて学外で活動を行う場合は、 「学外活動承認願」を当該活動の開催一週間前までに学生課へ提出し、大学の承認 を得なければならない。
- 第8条 本学の学生として若しくは本学の名称を用いて金銭の収受を伴う行為を行う場合は、大学の承認を得なければならない。
- 2 前項による行為を行った場合は、後日収支報告を学生課へ提出しなければならない。
- 第9条 本学の学生として若しくは本学の名称を用いて投票、世論調査、宣伝等を行う場合は、大学の承認を得なければならない。
- 第10条 本章の定めるところにより行事を行った場合は、行事終了後一週間以内に、 学生課へ「行事報告書」を提出しなければならない。

第7章 印刷物の発行配布許可について

第11条 本学の学生として若しくは本学の名称を用いて印刷物を発行又は配布する場合は、「配布行為等許可願」に印刷物の原稿を添え、原則として一週間前までに学生 課へ提出し、大学の許可を得なければならない。

第8章 掲示許可について

- 第12条 学内掲示は、「掲示許可願」に掲示物を添え、原則として一週間前までに学生 課へ提出し、大学の許可を得なければならない。
- 第 13 条 学内掲示物の大きさは、原則として縦 8 0 センチ、横 5 5 センチ以内とし、 3 枚を限度とする。
- 第 14 条 掲示物は、原則として学生専用掲示板に掲示しなければならない。
- 第15条 学内掲示期間は一週間以内とし、それ以上の期間を必要とする場合は、改めて許可を得なければならない。
- 2 許可期間を過ぎた掲示物は、速やかに撤去しなければならない。
- 第16条 本学の学生として若しくは本学の名称を用い、学外において掲示をする場合は、当該場所の管理者の掲示許可を受けた後に、第12条に準じて大学の許可を得なければならない。

第9章 施設・設備の使用について

第17条 施設・設備を使用する時は、「施設・設備使用許可願」にその施設・設備の 管理責任者の承認を得て学生課へ提出し、許可を得なければならない。

- 2 前項により施設・設備を使用した後は、清掃、復元し返還しなければならない。 第10章 施設・設備の滅失・破損について
- 第18条 施設・設備を滅失・破損した場合は、直ちに学生課に「滅失・破損届」を提出しなければならない。なお、滅失・破損について賠償を求めることがある。

附則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に進行している事項については、この規程に基づくものとみなす。

附則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に進行している事項については、この規程に基づくもの とみなす。

附則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に進行している事項については、この規程に基づくものとみなす。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。